○非常勤役職員等報酬及び費用弁償規程

（平成29年４月14日制定）
一部改正　令和３年９月30日
令和５年３月28日

（目的）
第１条　社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の業務のため出席する本会の役員及び職員並びに役職員以外の者（以下「役職員等」という。）で非常勤の者（受託業務の役職員等を含む。）に報酬及び費用の弁償として別表のとおり支給する。ただし、岡垣町内の公的機関等に在職し、給与などの支給を受けている者で、役職員を兼ねる場合は、これを支給しない。

（旅費等）
第２条　役職員等（受託業務の役職員等を含む。）が本会の業務のため旅行したときは、その旅行について、社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会旅費規程（平成３年５月１日制定）により費用弁償として旅費を支給する。

附　則（平成29年４月14日）
この規程は、平成29年４月14日から施行し、平成29年４月１日から適用する。
附　則（令和３年９月30日）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（令和５年３月28日）
この規程は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第1条関係）

（単位　円）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区　　分</th><th colspan="2">報　　酬</th><th rowspan="2">費用弁償の額
（1日）</th></tr>
<tr><th>年　　額</th><th>日　　額</th></tr>
<tr><td colspan="2">会　　長</td><td>840,000</td><td></td><td rowspan="14">招集に応じ会議等に出席したときは、実費を支給する。ただし、町内に事業所がある場合は、町内居住者とみなす。</td></tr>
<tr><td colspan="2">役　　員</td><td></td><td>3,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　議　員</td><td></td><td>3,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">第三者委員</td><td></td><td>3,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">表彰審査委員会</td><td>委員長</td><td></td><td>4,000</td></tr>
<tr><td>委員</td><td></td><td>3,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ボランティアセンター運営委員会</td><td>委員長</td><td></td><td>4,000</td></tr>
<tr><td>委員</td><td></td><td>3,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域福祉活動計画策定委員会</td><td>委員長</td><td></td><td>4,000</td></tr>
<tr><td>委員</td><td></td><td>3,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">広報広聴委員会</td><td>委員長</td><td></td><td>4,000</td></tr>
<tr><td>委員</td><td></td><td>3,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">お互いさま命のネットワーク委員会</td><td>委員長</td><td></td><td>4,000</td></tr>
<tr><td>委員</td><td></td><td>3,000</td></tr>
<tr><td>評議員選任・解任委員会</td><td>委員</td><td></td><td>3,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他委員</td><td></td><td>3,000</td></tr>
</table>

改正（令和3.9.30・5.3.28）